

第十五回 参議院大蔵委員会會議録第三号

昭和二十七年十二月一日(月曜日)午前
十時五十四分開会

委員の異動

十一月二十八日委員林屋鶴太郎君辭任
につき、その補欠として堀木謙三君を
議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 伊藤 保平君
木内 四郎君

委員

黒田 英雄君
西川 甚五郎君
小林 政夫君
小宮山 常吉君
杉山 昌作君
森 八三三君
松永 義雄君
木村 八郎君

政府委員

大蔵省銀行局長 河野 通一君
厚生政務次官 越智 茂君
厚生省児童局長 高田 正巳君
事務局側

説明員

常任委員 木村 常次郎君
会専門員 小田 正義君
会専門員 小田 正義君
国民金融 榎田 光男君
公庫總裁

本日の会議に付した事件
○国民金融公庫法の一部を改正する法

律案(内閣送付)

○委員長(中川以良君) それではこれより委員会を開きます。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案を議題に供します。前回に引続きまして質疑を続行いたします。本日は、前回小林委員より御要求のごさいました厚生省関係につきまして、厚生大臣の御出席を願つておりましたが、大臣は予算委員会等の都合で出席不能でございます。越智政務次官が見えておられますので、最初に厚生省に對する質疑をいたしたいと存じます。

○小林政夫君 前回の委員会でも、愛知大蔵政務次官から、政府において母子福祉対策について考案中である、細かい点についてはまだ固まらない点もあるが、大体において大筋がきまり、そのうちこの国民金融公庫において五億の母子福祉に對する事業資金の供給も考へておるといふことであるが、これは大蔵政府の企図しておる母子福祉対策の一環として考へておるのだという御説明があつたわけでありました。厚生省當局においては母子福祉対策についてどの程度考へになつておるか。現在の段階において明らかにされる範圍において詳細に一応御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(越智茂君) 大臣の御要求がありました。丁度委員長の申されましたように予算委員会に出ておりますので、代りまして政府の所信を明らかにいたしたいと思ひます。

小林委員は常に母子福祉の問題につきまして、いろいろ御心配をされておることは政府として感謝いたします。国民金融公庫のほうへ繰入れました五億につきましては、皆さん御承知の通りであります。この公庫に繰入れしました五億は、御承知のように生業資金でありますので、母子福祉の一環としては役立つのでありますけれども、手続その他におきまして非常に面倒でありますので、そのほかに政府として考へておることは、第十三国会におきまして、衆議院の議員提出いたしました母子福祉の貸付法案が考へられておりましたと同時に、当時政府におきましても同様の考へ方を以てしまして、政府並びに議會方面から非常に要望された趣旨に則しまして、議員が考へておると同様の考へ方を以てしまして五億六千万円ほどの要求を補正予算でいたしておつたのであります。ところが御承知のようないずれの方面との関係によりまして、今回はその法案に裏付けする五億六千万円程度の金が削られたのであります。併しながら國民の要望は大いなるものがありますので、今回三十億円を國民金融公庫に繰入れをしまして、五億円を母子福祉に流用する、こういうことに相成つたのであります。

そこで政府の今後の考へ方につきましては、皆さんが考へになつておると同様、衆議院におきまして、御承知である存じますが、只今母子福祉の貸付法案を小委員会で審議いたしております。このほかに衆議院におきましても、最近広範な法案が提出されておりますが、これらいずれも結構な法案と考へまして、昭和二十八年年度には大体九億二千万円程度の予算の要求をいたしておるような次第であります。そこで政府の母子福祉のいろいろ考へ方につきましては、大いに皆さんの力を借りまして予算の獲得をいたし、物心両面の福祉の増進を考へたいと思ひます。

○小林政夫君 そうすると、只今衆議院において、厚生委員会において考へられておる母子福祉貸付法ですか、母子福祉に關係したその法案が出て、来年、予算的な裏付けが行なわれた場合における、この国民金融公庫の五億という事業資金といふものは、どういう關係になりますか。

○政府委員(越智茂君) 厚生省といたしましては、この五億円は別途に考へたいと思つております。

○小林政夫君 そうすると、この五億の事業資金の貸付については、国民金融公庫當事者に一任されるわけですか。

○政府委員(越智茂君) 厚生省と連絡をとつてやります。

○小林政夫君 連絡をとるといふところは、どういふふうによられるのですか。いづれ各母子世帯は、各地に散在しておる国民金融公庫の支所は大體府県に一つ所ぐらゐりまして、代理貸をやつておられますが、そういう所を通じての申込になるわけですか。その前に何か、事前に厚生省關係がござ

れを貸してやつてくれとかいうような口添えをされるということになるのか。その手続的なことはどういふふうで考へておられますか。

○政府委員(高田正巳君) 私からお答え申し上げます。只今金融公庫のほうといたしましては、御相談を申上げておるところでございます。まだ最後の成案を得ておりませんが、大體の考へ方といひましては、實際の母子家庭が貸付の申請をいたします。受付の窓口は御承知の福祉事務所というものがございまして、あそこを窓口にしたいたしたい。更に町村役場というものは勿論これはタツチをいたしますが、そういう所なり、府県に集めまして、そして府県に集めまして、町村役場なりのいろいろの調査に基づきまして、府県が貸付に、優先と申しまするか、優先順位と申しまするか、さういふものを考へて、公庫の業務所に提出いたします。公庫のほうでは勿論これは公庫の金融でございますから、決定権は公庫が持つことになるのが當然だと思ひます。その意見を十分に尊重してやつて頂くといふふうなことに大體話がまとまりましたのでございまして。

○小林政夫君 母子世帯は非常に生活困難者が多いわけであり、女手子供を抱えて日々の生活に追われておるというところでありまして、相当さういふような途が開かれても、實際問題として、お母さんであられる婦人は事務能力も乏しいし、非常に手数のかかるよ

うな窓口をたくさん作られては、却つてこれだけのものを作つても、實際問題として利用に困るし、又少々やりかけても途中で手を上げるというふうなことで、本来の趣旨に副わないような結果になるだろう。もう少しできるだけ手続を簡素化して、そして又早期に申込んだら、そう二カ月も三カ月もかかつてやつと金が下りて来る、借りられるというふうなことでなしに、迅速に金を貸付けてもらえるというふうな工夫をして、大いに行政事務をやつて頂きたいと思ひます。この点について、そういう意味においてお考えを願つておるかどうか。

○政府委員(高田正巳君) 御尤な御意見でございます、その線に沿つて只今公庫と御相談申上げておるわけでございませう。如何にしたら御意見のようによつて行けるだろうかという点を御相談申上げたいと思つております。

○小林政夫君 それから大分そういう母子世帯であるが故に、なか／＼国民公庫から御覧になつて、これは確實に返済能力があるか、いわゆるコンマーシャル・ベースに乗つた金融になるとは思はないのですがね。併し返すという誠意はあるだろうと思ふけれども、實際問題として貸付けの場合に、躊躇されるような階層が多い。そういうことに對しては、これがスムーズに出ることについては、ただ国民金融公庫を当局に任せておくというだけで、果して融資の目的が達せられるかどうかというのを危惧する。それについて心がまえ、又別途対策を考へるといふようなお氣持があるかどうかということについて伺ひたい。

○政府委員(高田正巳君) 只今の点は公庫のほうでも十分、何と申しますか、御配慮を頂いておる点でございます、従つて御承知の公庫の業務所でございますが、全国に四、五十カ所あると思ひますが、それらのものを通じて、この金融を行いますと、これらはいずれも御承知の営利的な金融機関、普通の金融機関でございますので、その点が非常に心配であるというお氣持から、一つ私どものほうの行政の系統と申しますか、平素母子家庭の御面倒をみるという仕事をやつておられますほうの系統で、ものを付受けて、そしてその意見によつてそれを十分に尊重して、自分のほうは金融をいたしたい、こういうふうなお氣持でございます、その辺のところは非常な御配慮を頂いておるのでございませう。ただ御承知の通り公庫の金融はあくまでも国民金融公庫法に基いた事業金融でございます。従ひましてこの公庫の金融だけで母子家庭の要望が全部満たされるかどうかという点につきましては、公庫金融の本質からいまして十分でない点が勿論ございませう。従ひまして政府も別の系統の金融公庫の研究をいたしておたわけでございます。先ほど政務次官の御答弁のように国会のほうで非常にお進みになりまして、その法案が近く提出されるだろうと、私もは予想をいたしておるような次第でございます。

○説明員(棚田光男君) 母子家庭に対する貸付の問題でございますが、具体的な内容につきましては、只今厚生省のほうと御相談中でありませうが、考え方、それから持運び方、その他取扱の基本的な心がまえ等につきましては、只今高田局長から申された通りでありまして、全然同じであり、スムーズに早く皆さんの御期待に副うようなことをやつて行きたい、かように存じております。

○小林政夫君 棚田さんのほうでは、併し事業資金で、確實に返済可能であるということを確認なければ、貸出はされんでしよう。

○説明員(棚田光男君) 私どもの金融は御承知の通り小口の事業資金をやつておりますから、母子家庭に対する貸付の場合におきまして、或いはいろいろなお仕事をなさるとかいつたような、或いはお仕事をされる計画を持つておられる、或いは今までされておられるのを維持され、拡張されといつたような商業、生業的な意味の資金、それ以外のものは、これは如何ともいたし方ないのでございませう。その点は厚生省のほうでもよく御承知でございます。地方の福祉事務所等においても、これに適合するものを選ばれて、それで私のほうに御相談があるわけでございませうから、その範囲内におきましては、先ほど申し上げましたようにできる限りのことをいたしまして、円滑にやつて行きたいという腹がまえを持つておるわけでございます。御了承願ひたいと思ひます。

○小林政夫君 大体わかりましたが、厚生省当局に、これは要望になります。が、今お聞きの通り公庫においては、やはり事業能力を持ち、而も返済可能なものでなければ出せない。従つて五億の折角国民金融公庫において母子世帯を対象とした融資を考へまして、それは母子世帯としては有能な世帯が対象となる。この融資の対象にならぬ母子世帯が相当多い。むしろ母子世帯の大部分はそうではないか。従つて今衆参両院において議員立法でやろうと考へられておる線として、いわゆる技能習得資金とか育英資金であるとかいうような問題については、厚生省当局としても、十分恵まれざる母子世帯について深甚な同情を持つて、折角救われるよう努力を願ひたい。大蔵当局と予算の件う問題でもありますが、十分腹を据えて折衝をして、我々も及ばすながら援護射撃はいたしますから、十分やつて下さい。

○木内四郎君 ちよつと本案の議事進行に關連して、政務次官に一言伺つておきたいと思ふのですが、この法案のこの条文の書き方ですね。それから又提案理由の説明を伺つて見ましても、今年の年末金融に際して大いに役立たせようという趣旨でできておるものだと思ふのです。私もとしますと、今小林委員から言われたような、いろいろの問題もあるし、又金額の点についても、ここに二十億と書いておるの、三十億円くらいでは私は足らんとお思ひますけれども、こういう点については如何／＼意見はないのじやないのですけれども、我々としては成るべく早くこの法案を通して、そして年末の中小企業金融に少しでも役立たせるようにいたしたいと、こう考へておるのです。ところが本案が出てから、すでに十日近くもなるのに、衆議院のほうでは、こちらのほうへ送つて来ない。我々は送つて来られれば、今日にでもきめて、いろいろ問題はあるとして、その点は後においていろいろ／＼補正したりする機会はあるのですから、それはそれとして、この法案が若し衆議院から来れば、今日にでも片付けてしまおうというふうな心がまえを持つておるにもかかわらず、あなたがたのほう、と言つてはあれだけれども、多数を持つておる興味が、存再十日余りも引つかかつて、こちらへ廻してこれない。一日遅れば一日遅れるだけ、この法案が効力を失うわけですね。そこで私は多数を持つておる興味が、早くこつちへ廻わしてくれんことを期待しておるのです。その点についてあなたはどういうお考へを持つておるか。我々としてはこの遅れた責任をとるわけには行かないのです。これは非常に遅れたからして今年の年末金融に役立たなかつた、年末資金に対する効力の削減というか、それだけ減らされたことの責任を我々はとることができない。興党は多数を持つておるのだから、早くこつちへ送つて来てもらいたい。その点はどうでしょう。

○政府委員(越智茂君) 木内委員にお答えします。この法案の審議に當りましては、各派共同提案になつております。衆議院のほうから衆議院の考へております以外の考へ方をいたしておりましたため……

○木内四郎君 その法案じやないのです。この国民金融公庫のこの法案のことを言つておるのです。

○政府委員(越智茂君) そうですか……

○木内閣郎君 あなたはまあ大蔵政務次官じやないというから、厚生省のほうの關係のかただけれども、與党のかたですから、與党の心構えを……（笑聲）こういう大事なものを在任放つておいていいかどうか……

○政府委員（越智茂君） いや與党としてお答えいたします。お説の通りです。

○木内閣郎君 それでは大いに善処して早く通ることを要望してやまないのです。

○政府委員（越智茂君） 善処します。わかりました。

○木内閣郎君 與党の議員の責任として早く処理してもらいたい。

○委員長（中川以良君） 小林委員にお尋ねしますが、厚生省はよろしうございませうか……、いや厚生省は有難うございませう。

ほかに御質疑ございせんか。

○木村八郎君 簡単に河野さんについて、中小企業金融の問題ですが、商工中金に対して今度出すわけですが、何か商工中金のほうに機構のまあ整備とか何とかというようになことを考えておるようにお話がありました。御説明のときに……、それでは中小企業金融に対しては、特別の金融機関を設けて、それではまあいづゆる国家資金を出してやらなければならぬ、これは我々も前から考へておるのですが、今度の商工中金に対する出資ですが、関連して中小企業金融の機構の問題をどういうふうにか考へられておるか。殊に商工中金に対して具体的な政府の考へができておるのなら一つお伺いしたい。

○政府委員（河野通一君） お答えいたします。先般予算委員会でお説明申上

げました際に、金融機構の問題に若干触れておいたのでありますが、中小企業金融機構につきまして、現在考へております基本的な考へ方は、いろいろ各方面で要望がありますが、中小企業金融のための政府機関としてのものを、幾多に幾つも作るというよりは適当でない、できるだけ既存の機構を十分に使用して行くという考へ方で行く、併しそのために、例えば今お話の商工中金等の機構が、それを担うに若し仮に適當でないとするれば、これを改組する、改組して性格を、或る程度公けの性格を持たせることによつて、生業資金を流して行くというふうな考へて行つたらどうか、こういうふうな構想で現在検討を加えております。結論を先に申上げますと、甚だ恐縮でございませうが、現在まだ結論に到達してございませう。考へられる方法は、できるだけ現在の商工中金は、御承知のように二つの点で性格がはつきりしておりますが、一つは純民間の金融機関が一つ、もう一つは組合主義と申しますか、組合育成と申しますか、或いは協同化、中小企業の協同化、組織化を中心にして、それを金融的に裏付けるための機関である。従つて間接構成員に対する取引の問題はありますけれども、組合を結成したさな限りの、商工中金は金融の対象にならないというのが現状でございませうが、そういうふうな二つの点について、第一点においては更にこれを、政治的な色彩を強くし、財政資金を積極的に流すのがいいのじやないかというの一点。それから後者につきましては、飽くまで中小企業金融に對しては、やはり協同化、組織化を中心にして進めるとい

ことは、これは重点として捨ててはならんことだと思ひますが、そこでクローズしてしまわないで、或る程度重点は重点として維持して行きたい、組合を結成しなければ、対象にならない狭い考へ方を、必ずしも必要はないというふうな考へ方が現在出て参つております。これは中小企業政策の基本的な考へ方として、組合を結成し、組合を育成するというところに対象を限るか、或いは若干そこを拡張したほうがいいかという問題に歸するわけございまして、まだ結論が出ておりません。そういう二つの観点から、この問題を検討いたしております。

それからまあ御承知のように、今御審議を頂いております国民金融公庫が、いわば非常に零細な生業資金を供給するパイプとしての生業金融機関であります。

それから一方では開發銀行でありまして輸出銀行等の政府機関は、これは大きな企業を対象にしての金融であります。勿論開發銀行も現在見返資金から引継ぎました中小企業設備資金の融通をやつておりますが、本来がやはり大きな企業を中心にして金融をいたしておるようなわけであります。その中間の層を狙つて行くいわゆる中の金融情勢から見ますと、やはり現在の金融情勢から見ますと、やはりそこらあたりに、何らか財政資金を積極的に流すルートが、どうしても欲しいという観点に立ちまして、この問題を商工中金の改組の問題とかみ合せて、現在検討いたしておるようなわけでありませう。

それから中小企業金融の問題につ

きましては、私どもはやはり中小金融というものは、財政資金をできるだけ流すということ、もう一つはやはりその中小企業の信用力を保証するというところに、どうしても重点を置いて参らなければならぬと考へております。信用力を保証いたしますために、現在ございませう信用保証協会の制度及び中小信用保険制度、この二つの制度を更に積極的に育成強化いたしまして、要すれば法律の改正等によつて中小企業に対する信用力を付けて行く、これによりまして、政府機関からの資金を流すというだけでなく、一般の民間の金融機関からも中小企業に對する金融がうまく円滑に動いて行くように、それのために今申上げましたような中小企業に對する信用力を付けて行くといふふうな考へ方で考へて参らなければならぬ、そういう二つの考へ方に立ちまして、現在この両者について、商工中金の改組の問題と合せて、信用保険制度、保証協会の制度についても、強化に於いて現在研究を加えておるといふ段階にあるわけでありませう。

○木村八郎君 私、まだもう少し質問したいのですが、ちよつと予算のほうから質問したいと思ひます。

○小林政夫君 国民金融公庫の金利の問題ですが、折角主として商業者が借りても、闇で借りるよりは安いから、部分的には安いという人があつても知らんが、大部分の側はもう少し金利を安くしてもらえないかという要望があるわけですが、この補正予算で見ると、国民金融公庫の納付金ですか、納付金が二億数千万円という予算になつておりますが、金利引下げの余地があ

るかないか、一応お話を願ひたいと思ひます。

○政府委員（河野通一君） のちほど詳しく国民金融公庫の繰越からお話があると思ひますが、政府として考へております点を申上げておきたいと思ひます。お話のように中小金融について、ただ財政資金を、資金量を確保するといふだけでなく、金利もできるだけ引下げることが望ましいといふことは、全くその通りだと思ひます。併し金利が低いほうがいいというのは中小企業に限らず、全体の企業としてやはり金利を軽減するといふことを考へて参らなければならぬ、それらの關係において中小金融だけ金利を特に下げるといふことがいかに悪いかという問題は、相當検討を要するのじやないかと考へております。殊に国民金融公庫の貸付期間は二年、三年という長い期間の金融会社の金利も、御承知のように長い貸付につきましてはやはり三厘、若干下りましたが三厘二、三厘、大体やはり一割一、二分程度になつております。その上に持つて参りました、御承知のように非常に手数もなかなかかかります。危険率の点は非常に審査を厳重にいたしておりますのと、非常に足を使つていろいろ御面倒を見ております關係で、その貸倒れがたさん出しておるわけじやございませうが、非常に手数がかる、そういうた關係でコストも相当かかつております。それからお話のように二億数千万円の納付金というのが今予定されておりますが、政府からいへば、非常に言葉は悪いですが、ただで出資をいたしております。従つて普通の場

い、罰則を以て、刑事的な制裁を以てこれに臨まなければならぬは、反社会的なものといふものは、おのずからそこに差別があるわけであり、罰則を以て臨みます場合に、おのずから高い金利といふものがはつきり出たという意味で規定を作つておるのであります。現在でも一体私どもは何か仮りにさういつた刑事制裁を以て、この法規に臨むといはしますならば、差当つてのところとしては、前国会に御提案申上げました程度のものでやるべきであるといふふうに考へておられます。逐次社会情勢がだん／＼落付いて行きますに従つて下げて参りたいものだ、現在ではかように考へております。

○松永義雄君 結局地方を廻つてみて、やはりどの県でも言つておるのですが、国民金融公庫の金を殖やしてもらいたい、結局刑罰を以てこれを防ぐといふことも一つの方法ですが、経済的にこれを積極的にやる、国民金融公庫、これではとても足りないもので、五倍ぐらゐにしてみたらなければならぬといふたようなことが、中小企業の寄合の席でさういふ意見が出ておる。恐らく集まつて来ておるかたは、相当な企業家だろ／＼と思つておるが、その人たちの言葉でも、五倍ぐらゐにしたらどういふことになるかといふた、結局国民金融公庫にしかかりやつてもいい、という結論になつておるのです。

○小林政夫君 金利の問題で遺家族の援助、国債を担保にしての貸出しの金利はいくらを予定しておるか。それから今の母子家庭に対する事業資金の金利も一般の金利と同じであるか。

○政府委員(河野通二君) 詳細は厚生省からお話があるかと思ひますが、現在私どもの考へておりますのは、遺家族の公債を担保にいたします資金の金利は、大体八分程度と思ひます。それから母子家庭に対する一般の融資の金利は、まだはつきり的確にきめておりません。それから御承知のやうに遺家族のほうはまあ公債について担保がございしますが、この母子家庭に對しては普通担保がないわけで、大体更生資金でも考へたらどうかと……具体的に申しますと、或いは年九分程度ではどうか。勿論これでも金利負担が非常に重いので、その点ではできるだけ低いほうが望ましいと思ひますが、やはり諸般の他の類似の融資の金利とのバランスといふものも考へなければならぬので、まあこれは確定いたしておりませんが、大体さういふ心組んで今検討を加えております。

○委員(中川以良君) ほかに御質疑ございせんでしょうか。……ちよつと速記をとめて。

午前十一時四十一分速記中止

午後零時一分速記開始

○委員(中川以良君) 速記を始めて……、本日はこれにて散会をいたします。

午後零時二分散会

十一月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、ガソリン税軽減に関する諸願(第三八五号)(第三九二号)(第四六九号)(第四七四号)

一、觀賞用写真等の物品税減免に関する諸願(第三九一號)

一、政府資金の統一運用に関する諸願(第四七〇号)

一、税制改正に関する陳情(第二二四号)

一、政府資金の統一運用に関する陳情(第三三〇号)(第一五八号)

一、給與所得軽減に関する陳情(第二二三号)

一、揮発油税軽減に関する陳情(第一四〇号)

一、弁護士に對する源泉徴収制度廃止の陳情(第一五六号)

一、弁護士の源泉徴収制度に對する通ちよう改正の陳情(第一五七号)

第三八五号 昭和二十七年十一月十七日受理

ガソリン税軽減に関する諸願

請願者 岐阜市高野町八ノ三四

株式会社代表取締役 高橋理三郎

紹介議員 小酒井義男君

輸送事業にとつて、ガソリンは、電鉄事業における電力に匹敵するものであるが、ガソリン税は、電気ガス税の十倍という重税であり、税負担の均衡上不合理であるから、税率を一割(キロ立当り二千円)程度に引き下げられたとの諸願。

第三九二号 昭和二十七年十一月十七日受理

ガソリン税軽減に関する諸願(六通)

請願者 島根県松江市朝日町五九二ノ二山陰運送株式会社社長 北垣芳次郎 外五名

紹介議員 伊達源一郎君

この諸願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四六九号 昭和二十七年十一月十九日受理

ガソリン税軽減に関する諸願

請願者 岩手県宮古市宮古第一四地刺字沢田三三ノ一

下閉伊貨物自動車運送株式会社社長 吉田定右エ門外二名

紹介議員 川村 松助君

この諸願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第四七四号 昭和二十七年十一月二十日受理

ガソリン税軽減に関する諸願

請願者 愛知県豊橋市花田町字東郷一三瀬美運輸株式会社取締役社長 谷田重信

紹介議員 山内 卓郎君

この諸願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第三九一號 昭和二十七年十一月十七日受理

觀賞用写真等の物品税減免に関する諸願

請願者 神戸市灘区高尾通四ノ九末積本店 末積與太郎

紹介議員 深川マユ君

物品税第一種丁類第四十七号によつて現行二割の税率を課せられている觀賞用写真および印刷物は、極めて低廉なる価をもつて小売販売されている大衆家庭向の唯一の裝飾と慰安のため

の重要な文化材の一つであり、これに對しぜいたく、しやし品の課税は有害無益の惡税であるから、觀賞用写真および印刷物類に對する物品税は、百円未満を無税、三百円未満を一割に減免せられたいとの諸願。

第四七〇号 昭和二十七年十一月十九日受理

政府資金の統一運用に関する諸願

請願者 福島県南会津郡田島町長 細井新吾外十一名

紹介議員 松平 勇雄君

簡易生命保険および郵便年金積立金を分離して二元運用を実施することについては、いたずらに行政の複雑化を招き無用の勞力と失費を余儀なくされる結果となり、しかも起債の増大と何等關係もないのであり、利率の低減も望めず地方財政に何等益するところがないばかりか、かえつて有害であると認められるから、政府資金は現行通り資金運用部において一元的に運用することがもつとも適當であると認められるので、この簡易生命保険および郵便年金積立金の運用に関する法律を廢止するか、少くとも現行の起債許可制度のあるうちは施行を延期せられたいとの諸願。

第一二四号 昭和二十七年十一月十七日受理

税制改正に関する陳情

陳情者 東京都千代田区丸ノ内三ノ一四日本商工会議所会頭 藤山愛一郎

数次にわたる税制改革によつて、ある程度の減税が行われたが、わが国の現

情および過去の事情に照らすとき、国民の税負担は依然として過重であるばかりでなく、独立後の経済自立と発展のためには、更に減税の必要があるから、(一)減税を内容とする税制改正を行うこと、(二)民間資本の蓄積、企業経営内容の充実および健全化を促進する意図をもつて税制を改正すること、(三)国税では直接税に重点を置き、租税体系の均衡を図り、地方税では税制の簡素化を図ること等の施策をすみやかに実現せられたいとの陳情。

第二三〇号 昭和二十七年十一月十七日受理
政府資金の統一運用に関する陳情(三通)

陳情者 富山県上新川郡新保村長 今井金之助外十二名

政府は第十三国会において、簡易生命保険および郵便年金の積立金の運用に関する法律を可決公布したが、簡保年金積立金を分離して二元運用すること、地方公共団体等の犠牲によつて簡易保険等の経営の改善を図ろうとするものであつて、これが実施のため必要な資金運用部資金法と簡易生命保険ならびに郵便年金積立金特別会計法の改正にはあくまで反対するものであるから、この際簡易保険ならびに郵便年金積立金運用に関する法律を廃止されたいとの陳情。

第二五八号 昭和二十七年十一月十九日受理
政府資金の統一運用に関する陳情

陳情者 富山県婦負郡黒瀬谷村長 杉山小左エ門外一名

政府は第十三国会において、簡易生命

保険および郵便年金の積立金の運用に関する法律を可決公布したが、簡保年金積立金を分離して二元運用すること、地方公共団体等の犠牲によつて簡易保険等の経営の改善を図ろうとするものであつて、これが実施のため必要な資金運用部資金法と簡易生命保険ならびに郵便年金積立金特別会計法の改正にはあくまで反対するものであるから、簡易保険ならびに郵便年金積立金の運用に関する法律は廃止されたいとの陳情。

第一三三三号 昭和二十七年十一月十八日受理
給與所得軽減に関する陳情

陳情者 京都市議會議長 竹内忠治外五名

平和回復に伴い、わが国経済が漸次常態に復して行くにもかかわらず勤労者の生活水準の復調は遅々として進まず、産業の発達に至大な影響力をもつ勤労者の生活水準が経済の回復に比しいちじるしい不均衡を示すことは、国家の将来のため由々しい大事であるから、給與所得軽減の措置をとり、勤労者の生活水準の向上に資するとともに、公務員等に支給される臨時給與はその特殊性に鑑み免税もしくは大幅な減税の対象とせられたいとの陳情。

第一四〇号 昭和二十七年十一月十八日受理
揮発油税軽減に関する陳情

陳情者 東京都中央区新富町三ノ二全国石油協会内 森平 東一

現在揮発油税は一キロリットル一万一千円消費者価格の約四割五分となつて

いるため、自動車運送業者はもとより石油販売業者の経営状態をいぢるしに悪くしており、ひいてはわが国産業経済の正常な活動を阻害しているから、わが国経済活動のうち揮発油の動力源として占める役割の重要性を考へて、他の動力源と比較していちじるしく均衡のとれない現在の税額を少くとも油価の一割から一割五分、即ち一キロリットルにつき三千円位に軽減せられたいとの陳情。

第一五六号 昭和二十七年十二月十九日受理
弁護士に対する源泉徴収制度廃止の陳情

陳情者 東京都千代田区霞ヶ関一ノ日本弁護士連合会 内 長野国助

昭和二十七年法律第五十三号により、弁護士等の所得に對しあらたに源泉徴収制度が採用され、同年四月一日よりこれを實施されたが、この制度は理論的にもまた實施上にも、難すべき点が多く、租税制度としては、はなはだしく妥當を欠くものと認められるから、すみやかにこれを廃止せられたいとの陳情。

第一五七号 昭和二十七年十一月十九日受理
弁護士の源泉徴収制度に対する通知より改正の陳情

陳情者 東京都千代田区霞ヶ関一ノ日本弁護士連合会 内 長野国助

弁護士等の受ける報酬に對し、源泉徴収をなす報酬または料金の範圍については、本年四月三十日附国税庁長官の

国税局長宛通達第二十八、第二十九においてその範圍を示しているが、ここに規定された報酬または料金の意義が明確でなく、所得税法との關係においても不合理な点があり、不当な課税となつてゐるから、弁護士に対する源泉徴収制度が廃止されるまでの取扱をすみやかに改正せられたいとの陳情。